

一般社団法人徳島県サッカー協会名誉役員に関する規程（内規）〔2026 年版〕

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人徳島県サッカー協会（以下「本協会」という。）の発展に長年寄与し、特に高齢（概ね 70 歳以上）となった後も本協会の精神的支柱として尊敬される方々を名誉役員として推挙し、その功績を顕彰するとともに、協会運営に対する助言体制を整備することを目的とする。

第2章 名誉役員の区分及び序列

第2条（区分）

名誉役員は次のとおりとする。

（1）名誉会長（相談役） （2）顧問 （3）参与

2 名誉役員の序列は、名誉会長 > 顧問 > 参与 とする。

第3章 委嘱の基本原則

第3条（委嘱）

1 名誉役員は賛助会員であることを要し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 名誉役員は、役員改選期ごとに理事会において選定する。

3 名誉役員が役員に選任された場合、役員任期中は名誉役員の委嘱を解かれたものとする。

4 名誉役員の推挙は、必要に応じて役員推薦委員会において協議する。

第4章 資格要件

第4条（共通要件）

名誉役員は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 本協会に長年貢献し、その功績が顕著であること。
- (2) 人格・識見ともに優れ、協会内外から尊敬を受けていること。
- (3) 原則として就任時に概ね 70 歳以上であること。
- (4) ただし、その就任期間において特に多大な功績が認められる場合は、役員推薦委員会において協議のうえ例外的に推薦できる。

第 5 条（名誉会長）

名誉会長は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 会長経験者
- (2) 副会長、専務理事、事務総長を含め 14 年以上 本協会の役職を務めた者
- (3) 協会の歴史と文化を体現し、象徴的存在としてふさわしい者

第 6 条（顧問）

顧問は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 三役（会長・副会長・専務理事）のいずれかの経験者
- (2) その他の役員として 原則 3 期 6 年以上 在籍し、特に功績・人格ともに優れ、本協会の発展に特筆すべき貢献をした者
- (3) 原則として就任時に概ね 70 歳以上であること
- (4) ただし、その就任期間において多大な功績が認められる場合は、役員推薦委員会において協議のうえ例外的に推薦できる

第 7 条（参与）

参与は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 各種委員会等で 少なくとも 10 年以上 本協会の業務に携わり、多大な功労があったと認められる者
- (2) 理事・監事・特任理事としての就任期間が 通算 3 期 6 年未満 であっても、その就任期間において多大な功労があったと認められる者
- (3) 原則として就任時に概ね 70 歳以上であること
- (4) ただし、その就任期間において多大な功績が認められる場合は、役員推薦委員会において協議のうえ例外的に推薦できる

第8条（推挙を見合わせる場合）

次のいずれかに該当する場合は、規程上の基準（在籍期間等）に該当していても、名誉役員への推挙を見合わせるができる。

- （１）年齢が概ね 65 歳以下であり、今後も本協会の活動において主力として活動する予定がある者
- （２）委員会等で引き続き中心的役割を担う予定の者
- （３）四国サッカー協会等、他団体の要職に就任する予定がある者
- （４）その他、名誉役員としての顕彰よりも現役としての活動が適切と判断される者

第5章 職務

第9条（職務内容）

- 1 名誉会長は相談役を兼ね、協会の象徴として助言する。
- 2 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ助言する。
- 3 参与は、理事会の諮問に応ずる。
- 4 名誉役員は、協会の名誉を保持し、協会の発展に寄与する。

第6章 任期及び報酬

第10条（任期）

名誉役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条（報酬）

名誉役員は無報酬とする。ただし、職務遂行に必要な費用は支払うことができる。

第7章 解任及び空席

第12条（解任）

名誉役員が心身の故障その他の理由により職務遂行に支障がある場合は、理事会の決議により委嘱を解除できる。

第 13 条（空席）

名誉会長に該当者がいない場合は空席とする。

第 8 章 附則

第 14 条（施行期日）

本規程は、令和 8 年 5 月 3 1 日開催の理事会において決議された日をもって施行する。